

改正

昭和53年12月27日規則第31号
平成 7 年 6 月29日規則第21号
平成13年 6 月29日規則第33号
平成17年 3 月 3 日規則第 3 号
平成17年10月20日規則第43号
平成20年12月 1 日規則第48号
平成25年 3 月18日規則第10号
平成26年 3 月31日規則第10号
平成27年 3 月30日規則第11号
令和 4 年 3 月31日規則第29号

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例(昭和50年条例第15号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為許可申請書等の様式)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項又は第 3 項に規定する都市公園(以下「公園」という。)における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可の申請は、公園内行為許可申請書(様式第 1 号)又は公園内行為許可事項変更許可申請書(様式第 2 号)正副 2 通により行うものとする。

(公園施設設置許可申請書の様式等)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項に規定する公園施設の設置若しくは公園施設管理の許可又は許可を受けた事項の変更の許可の申請は、公園施設設置許可申請書(様式第 3 号)、公園施設管理許可申請書(様式第 4 号)又は公園施設設置(管理)許可事項変更許可申請書(様式第 5 号)正副 2 通により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる書類

ア 設計書及び仕様書

イ 位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、いしょう、配色図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

ウ 施設設置経費概算書

エ 事業計画書及び収支概算書

オ 供用及び管理に関する計画書

カ 申請者が法人の場合には定款又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

キ 法人格のない団体にあつては、当該団体規約の写し及び許可申請に関する意思決定を証する書類

(2) 公園施設を管理しようとするときは、前号エからキまでに掲げる書類

(3) 公園施設の設置又は管理の許可事項を変更しようとする場合において、第 1 号又は前号に掲げる書類の記載事項に変更があるときは、当該変更に係る事項を記載した書類

(公園占用の許可申請書の様式等)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項に規定する申請書は、公園占用許可申請書(様式第 6 号)正副 2 通により行うものとする。

2 前項の申請書には、前条第 2 項第 1 号ア及びイに掲げる書類を添付しなければならない。

3 第 1 項に規定する申請書の内容事項に変更があつた場合は、公園占用許可事項変更許可申請書(様式第 7 号)正副 2 通により行うものとする。

4 第 2 項に掲げる書類の記載事項に変更があるときは、当該変更に係る事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可更新の手続)

第5条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の1月前に公園施設設置（管理）許可更新申請書（様式第8号）正副2通を市長に提出しなければならない。

2 占用の許可を受けた者が当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の15日前に公園占用許可更新申請書（様式第9号）正副2通を市長に提出しなければならない。

（輕易な変更事項）

第6条 条例第9条に規定する軽微な改装等は、次のとおりとする。

（1） 工作物その他物件若しくは施設（以下「物件」という。）の内部の塗装又は物件の外部の色彩を変えない塗装

（2） 物件の構造を変えない修繕

（3） 物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え

（利用料金の手続）

第6条の2 条例第10条の2第2項の規定により駐車場に係る利用料金等についてあらかじめ市長の承認を得ようとするときは、公園駐車場利用料金徴収承認申請書（様式第19号）正副2通を市長に提出しなければならない。

（使用料等の不還付）

第6条の3 条例第12条ただし書の規定による使用料、入場料又は占用料（次項において「使用料等」という。）の還付は、次に定めるところによる。

（1） 災害その他利用者の責めによらない理由により、その使用、入場又は占有ができなくなった場合 全額

（2） 使用、入場又は占有開始の7日前までに、当該使用、入場又は占有の取消しを申し出たとき 半額

2 前項の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、公園使用（入場、占有）料還付請求書（様式第20号）に使用料等を納入したことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用料等の減免）

第7条 条例第13条第1項第4号に規定する者は、次に掲げるとおりとする。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定に基づき知事が発行する療育手帳の交付を受けている者及びその介護人が使用するとき。

（3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人が利用するとき。

（4） その他市長が必要があると認めるとき。

（損失補償の手続）

第8条 条例第14条第2項の規定により処分又は措置を命ぜられた者が損失の補償を請求しようとする時は、損失補償請求書（様式第10号）に証拠書類を添付して市長に提出しなければならない。

（公示の場所）

第8条の2 条例第14条の3第1項第1号の規則で定める場所は、袖ヶ浦市公告式条例（昭和46年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）とする。

2 条例第14条の3第2項の保管工作物等一覧簿の様式は、様式第17号とする。

3 条例第14条の3第2項の規則で定める場所は、都市公園の管理を所管する課とする。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第8条の3 条例第14条の5の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約とすることができる。

（受領書）

第8条の4 条例第14条の6の受領書の様式は、様式第18号とする。

（届出）

第9条 条例第15条に規定する届出は、それぞれ7日以内に次の各号に定める届出書により提出する

ものとする。

- (1) 公園施設に関する工事を完了したとき。 公園施設設置工事完了届（様式第11号）
- (2) 公園の占用に関する工事を完了したとき。 公園占用工事完了届（様式第12号）
- (3) 公園施設の設置又は管理をやめたとき。 公園施設設置（管理）廃止届（様式第13号）
- (4) 公園占用をやめたとき。 公園占用廃止届（様式第14号）
- (5) 公園を原状回復したとき。 公園原状回復届（様式第15号）
- (6) 公園内における監督処分に伴う工事を完了したとき。 公園内における監督処分に伴う工事の完了届（様式第16号）

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第31号抄）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第21号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例施行規則の規定は、平成13年6月27日から適用する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年規則第43号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第48号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の袖ヶ浦市都市公園の管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公園内行為許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第3条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて公園内における行為の許可を申請します。

1 行為の目的	
2 行為の期間	(別紙図面のとおり。)
3 行為する公園名	
4 行為する場所又は公園施設	(平方メートル)
5 行為の内容	
6 行為の範囲	
7 使用料	
8 備 考	

公園内行為許可事項変更許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 }

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第3条第3項の規定により次のとおり関係図書を添えて公園内行為許可事項変更の許可を申請します。

1 すでに受けた許可の年月日及び番号	年 月 日袖第 号
2 変更事項	
3 変更理由	
4 変更後の使用料	
5 備 考	

(注) 「変更事項」の欄には変更前の事項と変更後の事項とを比較対照して明瞭に記載すること。

公園施設設置許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所

氏名 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園施設設置の許可を申請します。

1 設置の目的	
2 設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
3 設置する公園名及び場所	(別紙図面のとおりに)
4 公園施設の種類及び構造	
5 公園施設の管理方法	
6 工事実施の方法	
7 工事の着手及び完了の期間	年 月 日着手 年 月 日完了
8 工事施行者の住所、氏名及び電話番号	
9 公園の原状回復方法	
10 使用料	
11 備考	

(注) 袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項第1号の規定による書類を添付すること。

公園施設管理許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園施設管理の許可を申請します。

1 管理しようとする公園施設名	(別紙図面のとおりに記入する。) 年 月 日から 年 月 日まで 間
2 管理しようとする公園施設所在場所	
3 管理の目的	
4 管理の期間	
5 管理の方法	
6 使用料	
7 備 考	

(注) 袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項第2号に規定する書類を添付すること。

公園施設 設置
管理 許可事項変更許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

都市公園法第5条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園施設 設置
管理
許可事項変更の許可を申請します。

1 すでに受けた許可の年月日及び番号	年 月 日袖第 号
2 変更事項	
3 変更理由	
4 変更後の使用料	
5 備 考	

- (注) 1 「変更事項」の欄には変更前の事項と変更後の事項とを比較対照して明瞭に記載すること。
- 2 袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項第3号に規定する書類を添付すること。

公 園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 { 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 } 

都市公園法第6条第2項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園占用の許可を申請します。

1 占用の目的	
2 占用の期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
3 占用の場所	(別紙図面のとおりに)
4 工作物その他の物件又は施設の別及び構造	
5 工作物その他の物件又は施設の管理方法	
6 工作物その他の物件又は施設の工事施行の方法	直営請負(請負者の住所及び氏名) 委託 (受託者の住所及び氏名)
7 工事実施期間	年 月 日から 間 年 月 日まで
8 公園の原状回復方法	
9 占用料	
10 備 考	

(注) 袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項に規定する書類を添付すること。

公園占用許可事項変更許可申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 { 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 } 印

都市公園法第6条第3項の規定により、次のとおり関係図書を添えて公園占用許可事項変更の許可を申請します。

1 すでに受けた許可の年月日及び番号	年 月 日袖第 号
2 変更事項	
3 変更理由	
4 変更後の占用料	
5 備 考	

- (注) 1 「変更事項」の欄には変更前の事項と変更後の事項とを比較対照して明瞭に記載すること。
- 2 袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項に規定する書類を添付すること。

公園施設 設置
管理 許可更新申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり許可を

受けた公園施設 設置
管理 について更新の許可を申請します。

1 設置 管理 の許可を更新する公園施設	
2 すでに受けた許可の年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 すでに受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
4 更新する期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
5 更新後の使用料	
6 備 考	

公園占有許可更新申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 印

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり許可を受けた公園占有について更新の許可を申請します。

1 占有許可を更新する工作物物件及び施設の名称	
2 すでに受けた許可の年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 すでに受けた許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
4 更新する期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
5 更新後の占有料	
6 備 考	

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

請求人 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名）

都市公園法第28条第1項の規定により、次のとおり損失の補償を請求します。

1 請求の理由	
2 損失を受けた額	
3 請求する補償額	
4 補償額の内訳	
5 備 考	

（注） 証拠書類を添付すること。

公園施設設置工事完了届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名〔法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第1号の規定により、次のとおり公園施設の設置工事が完了したのでお届けします。

1 設置した公園施設	
2 許可年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
4 備 考	

公園 占 用 工 事 完 了 届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名 { 法人にあっては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 } 印

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第1号の規定により、次のとおり公園占用工事が完了したのでお届けします。

1 占用工作物物件又は施設の名称	
2 許可年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
4 備 考	

公園施設〔設置
管理〕廃止届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名 〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第2号の規定により、次のとおり
公園施設
の〔設置
管理〕を廃止するのでお届けします。

1 〔設置 管理〕を廃止する公園施設	
2 許可年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 廃止の理由	
4 廃止の期日	
5 すでに受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
6 公園の原状回復方法	
7 備 考	

公 園 占 用 廃 止 届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕 印

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第2号の規定により、次のとおり公園占用を廃止するのでお届けします。

1 占用を廃する工作物物件又は施設名	
2 許可年月日及び番号	年 月 日袖第 号
3 廃止の理由	
4 廃止の期日	
5 すでに受けた許可期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
6 公園の原状回復方法	
7 備 考	

公 園 原 状 回 復 届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名 { 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 } 印

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第3号の規定により、次のとおり
原状に回復したのでお届けします。

1 許可年月日及び番号	年 月 日袖第 号
2 許可の種別	1 公園施設の設置、管理
	2 占用
3 原状回復の理由	1 許可期間の満了
	2 廃止
4 工事施行者の住所氏名及び電話番号	年 月 日着手
	年 月 日完了
5 工事着手及び完了年月日	
6 備 考	

公園内における監督処分に伴う工事の完了届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人 住所
氏名 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 } 印

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第15条第4号の規定により 年 月 日袖第 号で命ぜられた工事を完了したのでお届けします。

1 命ぜられた工事の内容	
2 工事着手及び完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了
3 備 考	

保管工作物等一覧簿

整理 番号	工作物等の 名称又は種 類	形状 又は 特徴	数量	放置され ていた場 所	除却 した日 時	保管 開始 日時	保管 場所	備 考

受 領 書

都市公園法第27条第4項の規定により、保管されていた下記物件(現金)を受領しました。

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

受領者住所氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）印

記

1 返還を受けた日時		
2 返還を受けた場所		
3 返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状又は特徴	
	数量	
	（返還を受けた金額）	
4 備考		

公園駐車場利用料金徴収承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

指定管理者

所在地

名称

代表者

電話番号

袖ヶ浦市都市公園の設置及び管理に関する条例第10条の2第2項の規定により、次のとおり駐車場に係る利用料金等について承認を受けたいので申請します。

1 徴収の目的	
2 徴収の期間	
3 徴収する公園名（駐車場名）	
4 徴収の対象車両	
5 徴収の方法	
6 徴収金額	
7 備考（徴収の理由及び減免の有無等）	

公園 $\left(\begin{array}{c} \text{使用} \\ \text{入場} \\ \text{占用} \end{array} \right)$ 料還付請求書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け許可番号 第 号で許可のありました公園の使用（入場、
占用）については、次の理由により使用（入場、占用）できませんので、前納した使用（入
場、占用）料の還付をしていただきたく申請いたします。

利用できない理由	
還 付 申 請 額	
納 付 済 額	
備考	

(注) 添附書類 1 使用（入場、占用）料領収書
2 使用取消許可書（庭球場、野球場、ソフトボール場、ゲートボール場
の使用取消しに限る。）